

# 「おおさか環境賞」実施要綱

## (目的)

第1条 大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第14条の規定に基づく自主的な活動の支援のため、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体（NGO、サークル、グループ等を含む。）、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げることを目的とする。

## (賞の名称及び種類)

第2条 賞の名称は、「おおさか環境賞」とする。

2 賞の種類は、大賞、準大賞、奨励賞及び特別奨励賞とする。

3 特に優れた活動には大賞を贈り、大賞に準ずる優れた活動には準大賞を贈るものとする。それ以外については奨励賞を贈るものとする。また、奨励賞のうち特に優れた活動には特別奨励賞を贈るものとする。

## (賞の対象となる活動)

第3条 この賞は、次の各号に該当する活動を対象とする。

### (1) 府民活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で個人・団体が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動、教育啓発活動、実践活動、その他これに類する活動とする。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については、この賞の対象とする。

### (2) 事業活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する事業活動などとする。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については、この賞の対象とする。

## (賞の対象要件)

第4条 この賞は、次の各号の要件を満たすものを対象とする。

(1) 賞の対象となる活動が他の模範となるものであること。

(2) 賞の対象となる活動が2年以上（年1回程度の活動にあつては3年以上）の実績を有しており、将来にわたり継続する見込みがあること。

ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果を上げている場合には、これにかかわらず対象とする。

(3) 原則として、同一の活動により既に国による全国的な他の表彰を受けている者は除く。

ただし、受賞から3年を経過している活動については、対象とする。

(4) 前年度に、大賞又は準大賞を受賞している者は除く。

## (推薦等)

第5条 大阪府知事は、市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長（以下「市町村長等」という。）に対し、この賞にふさわしい個人もしくは団体又は事業者の活動について、推薦を依頼する。

2 市町村長等は、この賞の対象となる個人又は団体の活動があると認めるときは、下表の区分ごとに記載の推薦書を添付して、知事に推薦することができる。なお、推薦件数は、原則として、1推薦団体につき、1件までとする。また、やむを得ず、複数を推薦する場合にあつては、評価の順位とその理由を明記した推薦順位一覧表を推薦書に添付するものとする。

区分	推薦書	推薦順位一覧表
府民活動	様式第1号	様式第1-2号
事業活動	様式第2号	様式第2-2号

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、第5条の2に基づき推薦された者から、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会での選考を経て、大阪府知事が決定する。

(賞の授与)

第7条 この賞の受賞者には、大阪府知事が賞状を授与する。

(その他)

第8条 この賞の運営に必要な事項の審議は、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成25年7月5日から施行する。